

建設業の皆さんへ

平成 16 年度入札・契約制度の改善について

本町は、平成 14 年度より『みえる・わかる・クリーンな入札契約』を目指し、公共工事の入札契約制度の改善に取り組んでいます。

平成 15 年度は、業者格付けをはじめ、履行保証制度の導入、同一入札参加業者の下請禁止など公正及び透明性の確保、不正行為の排除、競争性の向上に努めてきました。

入札契約制度のより一層の適正化に向け、公正な競争の推進、不正行為の排除など更に制度の向上を図るため、平成 16 年度から、次のとおり新たな制度を導入することにしました。

建設業者の皆様には、ご理解いただき、より一層のご協力をお願いします。

平成 16 年 4 月 1 日

松前町長 白石勝也

1. 町内業者の認定に関する運用基準の制定
2. 業者選考における留意事項の運用基準の制定
3. 入札参加申請時における技術者名簿の添付義務付け
4. 入札回数の変更
5. 最低制限価格の見直し
6. 低入札価格調査制度の試行

1. 町内業者の認定に関する運用基準の制定

《 目的 》

入札資格審査の格付及び格付結果の通知、指名の業者選考における町内業者の認定についてその基準を定めるものです。

《 内容 》

次の各号のいずれかに該当するものを町内業者とします。

- (1) 提出された入札参加資格申請書の住所が松前町の者（本社、本店が松前町にある者）
- (2) 提出された営業所等一覧表に松前町に住所を有する支店又は営業所等（作業所、倉庫等を除く）があり、かつ、その営業所において営業活動が行われ、法人町民税の納税証明書が添付されている者（支店、営業所を松前町に有する者）

(注) 松前町に支店、営業所等を有する者であっても、法人町民税の納付がない者は、格付けの通知は行いません。

2. 業者選考における留意事項の運用基準の制定

《 目的 》

入札参加業者選考要綱により業者選考しようとするときの選考基準のうち、著しく不適当な工事を行った業者については、選考時における留意事項を定め、適正な工事の施工の確保を図るものです。

《 内容 》

請負業者が施工する工事で、次の各号のいずれかに該当する行為等をした場合は、以後二回、業者選考の対象としないなどの措置を行い、より適正な業者選考を行います。

- (1) 工事施工中に、工事現場付近住民への対応も発注者まかせで、苦情が多かった場合。
- (2) 監督員（担当者）の指示により完成検査等に必要な書類の提出があったが、その書類に不備が多く、整理が悪い場合。
- (3) 工事期間中、ヘルメットの着用義務を怠るなど安全対策をしなかった場合。
- (4) 監督員（担当者）や工事現場付近の住民に乱暴な言葉づかいや横柄な態度をとり施工に著しく影響を及ぼした場合。
- (5) その他、松前町工事成績評定要領の考査項目運用表に示された d の評定内容に該当する事例あるいはそれに準じる事例が発生した場合

【参考】

工事成績評定の考査項目 d の例

- ・ 施工計画書、施工体制台帳又は施工体系図に不備があった、若しくは現場の施工体制と不一致であったため、監督員から文書により改善するよう指示を行った。
- ・ 施工体制又は施工管理体制が不十分であるため、文書により改善指示を行った。
- ・ 現場代理人の職務の執行につき著しく不適当であり、契約書第 12 条に基づく措置請求を行った。
- ・ 現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善指示を行った。
- ・ 主任（監理）技術者等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認め、契約書第 12 条に基づく措置請求を行った。
- ・ 建設業法で義務付けされる主任（監理）技術者等が専任していないため、文書により改善指示を行った。
- ・ 設計図書不適合につき改造請求を行った。
- ・ 工事材料の検査義務、監督員の立会確認、工事記録の整備等を怠り、破壊検査を行った。
- ・ 見本又は工事記録写真等の記録の整備に不備があり、監督員又は検査員から文書により指示を行った。
- ・ 工事の施工にあたり設計図書の照査が不十分であったために、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。
- ・ 工事の施工又は管理に主体性がなかった。
- ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により、改善指示を行った。
- ・ 指名停止に至らない軽微な公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、契約担当者から書面で警告又は注意の喚起があった。
- ・ 安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督員から文書により指示を行った。
- ・ 臨機の措置が不適切又は監督員の指示に従わないため、災害等による損害を受けた。
- ・ 過積載による違法運行があった。
- ・ 関連工事の調整に非協力的であり、監督員から文書により指示を行った。

3. 入札参加申請時における技術者名簿の添付義務付け

《 目的 》

松前町入札参加有資格業者名簿に登載されている登録業者を対象に、事業所の有資格技術者の実態を把握するため名簿の提出を義務づけるものです。それによって円滑な施工のできる業者を適正に選考しようとするものです。

《 内容 》

松前町入札参加資格審査申請書類の建設工事について、必要な添付書類として追加します。この「技術者名簿」の様式については、松前町ホームページで入手することができます。

様式第5号（松前町入札参加業者資格審査要綱第5条関係）様式は、次のとおりです。

様式第5号（第5条関係）

技 術 者 名 簿

(フリガナ) 氏 名	年 齢	保有する国家資格		監理・主任技術者	
		資格名称	資格者証番号	技術者区分	監理技術者資格証番号
()				<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者	
()				<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者	
()				<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者	
()				<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者	

(注)

1. 国家資格欄は、希望する業種区分関係の法令で定められた資格を記載すること。
2. 技術者区分欄は、どちらか該当するほうにチェックすること。
3. 雇用関係が確認できる書類（健康保険証、源泉徴収表或は社員証等）の写しを添付すること。
4. 保有する国家資格が確認できる書類（免許書、証明書等）の写しを添付すること。

4. 入札回数の変更

《 目的 》

入札回数の改正と見積の廃止により、迅速な入札執行と競争性を高め談合等の防止を図るものです。

《 内容 》

改正… 入札回数を2回までとし見積は廃止します。(現行…入札3回、見積2回)

開札(1回目)の結果、落札者がいないときは、再度(2回目)入札します。再度入札でも落札者がいないときは入札を中止します。中止した入札は、改めて入札に付することになります。

5. 最低制限価格の見直し

《 目的 》

平成16年度から試行する「低入札価格調査制度」を見据え、地方自治法第233条第3項及び松前町財務規則第156条第1項第2号に規定する最低制限価格を見直し、弾力的な運用を行うことによって、公正な競争性の促進及び談合等不正行為の排除を図るものです。

予定価格の10分の8を最低制限価格としていたものを、次のとおり改めます。

《 内容 》

設計金額のうち、直接工事費、共通仮設費、現場管理費の5分の1の合計額に100分の105を乗じて得た額を「基準最低制限価格」とし、この算出した基準額が予定価格の3分の2に満たないときは、予定価格に3分の2を乗じた額、また、この基準額が予定価格の10分の8を超えるときは、予定価格に10分の8を乗じた額とします。

◎基準最低制限価格算定式

$$\{(直接工事費) + (共通仮設費) + (現場管理費 \times 1/5)\} \times 105/100$$

6. 低入札価格調査制度の試行

《 目的 》

入札参加者の競争性を高め、企業努力等を評価することにより、コスト削減への効果を期待するとともに、公共工事の品質の確保、ダンピング受注の排除を考慮し、低入札価格調査制度を導入します。

《 内容 》

- (1) 調査の対象となるものは、1件あたりの設計金額が5,000万円以上の工事とします。
- (2) 入札時において、一定の算式により求めた「調査基準価格」を下回った場合は、落札の決定を保留し、「松前町低入札価格調査制度試行要領」の規定により、調査します。
- (3) 低入札調査委員会において調査した結果、入札価格が適切であった場合は、落札となります。
- (4) 調査の結果、落札にならない場合は、再入札を行います。

◎ 調査基準価格とは

【松前町低入札価格調査制度試行要領】

第2条 予定価格の決定の権限を有する者は、落札者決定に係る低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を契約ごとに、次の算定により定めるものとする。

(1) 設計金額のうち、次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

ア) 直接工事費

イ) 共通仮設費

ウ) 現場管理費の5分の1

ただし、この算出した額が予定価格の3分の2に満たないときは、予定価格に3分の2を乗じた額とし、また、この額が予定価格の10分の8を超えるときは、予定価格に10分の8を乗じた額とする。

(2) 特別な理由があるときは、前号の算定方法にかかわらず別に定めることができる。

◎ 低入札価格調査制度

